

平成29年第4回三鷹市議会定例会提出議案概要その2

番 号	件 名 及 び 内 容
1	<p>三鷹市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例</p> <hr/> <p>1 勤勉手当の支給率の改定 勤勉手当 100分の90 → 100分の95（課長職職員は100分の110 → 100分の115、部長職職員は100分の120 → 100分の125） ※期末・勤勉手当の年間支給率 100分の440 → 100分の450</p> <p>2 管理職手当の上限額の改正 10万3,000円 → 11万5,000円</p> <p>3 施行期日等 (1) 施行期日 公布の日。ただし、2は平成30年4月1日。1及び3(2)の適用は、平成29年12月1日 (2) 勤勉手当の特例 平成29年度の勤勉手当の支給に当たっては、12月期の勤勉手当の支給率を100分の100（課長職職員は100分の120、部長職職員は100分の130）とすることとした。</p>
2	<p>三鷹市常勤の特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例</p> <hr/> <p>1 期末手当の支給率の改定 (1) 平成29年度支給率 12月期 100分の227.5 → 100分の237.5 6月期 100分の212.5（支給済） ※年間支給率 100分の440 → 100分の450</p>

	<p>(2) 平成30年度支給率 6月期 100分の212.5 → 100分の217.5 12月期 100分の227.5 → 100分の232.5 ※年間支給率 100分の440 → 100分の450</p> <p>2 施行期日 公布の日。適用は、平成29年12月1日</p>
<p>3</p>	<p>三鷹市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償条例の一部を改正する条例</p> <hr/> <p>1 期末手当の支給率の改定</p> <p>(1) 平成29年度支給率 12月期 100分の227.5 → 100分の237.5 6月期 100分の212.5 (支給済) ※年間支給率 100分の440 → 100分の450</p> <p>(2) 平成30年度支給率 6月期 100分の212.5 → 100分の217.5 12月期 100分の227.5 → 100分の232.5 ※年間支給率 100分の440 → 100分の450</p> <p>2 施行期日 公布の日。適用は、平成29年12月1日</p>